

新地方公会計制度研究会に係る主な議論（議事概要抜粋）

（１）総括的な事項

- ・財務諸表の体系や勘定項目の定義については、経済財政諮問会議の指摘を踏まえ国の省庁別財務書類との平仄を合わせていく考え。
- ・純資産の変動計算書を入れている。企業会計でいう「株主資本等変動計算書」に相当し、国の省庁別財務諸表の「資産負債差額増減計算書」もある。
- ・予算・決算の個々の項目と純資産の変動を結びつけて、世代間の負担の変動額や予算項目別のプライマリー・バランスのシミュレーションも容易になるようにしている。
- ・資料の中では、純資産の中の細分類（財源及び資産形成充当財源）をまとめた住民持分という区分を提示しているが、まだペンディングの部分であり、今後の議論に委ねたい。
- ・純資産の変動計算書については、将来世代の負担をグロス表示したところが特徴である。なお、作成に当たって、追加的な労力はいらないと考えている。
- ・資産を認識することによる発生主義ベースのコストの管理がポイントであり、受益と負担の間にコストの概念を入れるべき。

（２）個別的な事項

①会計基準の前段階の事項

- ・複式簿記をどんな単位で、どんな時期に出せるようにするか。個々の取引の複式簿記化にこだわらなくていいのでは。
- ・東京都方式からでも、ソフトによって、仕訳と表示が割と簡単にできる。
- ・複式簿記の導入を前提としている。
- ・市町村は、複式簿記の導入を難しいもののように考えているが、現実に独立行政法人、公益法人や学校法人などは小規模でも複式簿記でやっている。
- ・本来の決算と財務諸表は別と考えられているが、最初から複式簿記で処理することにすれば、手間も省けるので、導入すべき。
- ・複式簿記化を強制できないことは理解。ただ、複式簿記にすることで、各委員の提案も楽にできるのでは。

②会計基準に係る事項

- ・資産の測定（評価）は原則公正価値によるとしており、世界的な基準の流れに沿っていると考ええる。

- ・資産評価については取得価格からスタートしている現行の総務省方式にも意義があるので、それを活かした上で取得価格から再調達価格に変動した部分を入れられないか。
- ・資産の評価を取得価格と時価の両方を測定・把握して管理していくことが現実に出来るのか。
- ・資産評価について国の財務書類以上にハードルを高くする必要はなく、むしろ定義を国に合わせ、現行の国有財産台帳レベルにすればよい。
- ・資産評価について時価的な概念を入れることについて、論点に加えるべきだが、どこまでやるのか。インフラ資産以外を全部やると、大きな団体だと5年でも厳しい。
- ・資産・負債管理という立場から取得原価主義はとり得ず、公正価値とすべき。
- ・純資産の変動を見ないと、公正価値がうまく表示できない。
- ・包括利益概念をとりながら取得原価主義をとるのは矛盾であり、包括利益概念をとる場合の要件は定める必要がある。

(3) 上記以外の事項

- ・自治体の規模を三つ程度に分類し、どの範囲までの連結を要するかどうか、会計ビッグバンの会計基準適用及び経過措置をどうするかなどについて差異を設けるべきと考える。
- ・各自治体の公有財産台帳の整備状況からすると、国に準拠した資産評価を行うためには相当期間がかかる。それまでの間は、現在の総務省方式をバージョンアップして、説明方法も工夫し、小規模団体も対応できるものを考えるべき。
- ・自治体の実務に受け入れられるかどうかを考えると、団体の規模別の区分は必要ではないか。
- ・財務諸表を現場の予算審議、政策論争にどう活かせるかが課題である。
- ・他団体との比較の説明をうまくやっている団体もあり、事業の企画にも有用であるとの意見もある。
- ・連結は昨年の総務省の方式にほぼ準拠。
- ・何年以内と目標を持つことは意味あること。ただし、制度論として、国が義務づけられていないものが、小規模団体でも同じレベルで規範力をもって要求するのは無理がある。国は作らなくても違法でないのに、地方だけということは困難。